

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文 目次

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）	（抄）	1
○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	（抄）	1
※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）	附則	1
第一条第四号による改正後の条文	.....	1
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	（抄）	1
○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	（抄）	1
○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）	（抄）	1
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	（抄）	2
○地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）	（抄）	2
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二二号）	（抄）	2
○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	（抄）	2
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	（抄）	3
○日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	（抄）	3
○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）	（抄）	3
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	（抄）	4
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）	（抄）	4
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	（抄）	5
○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）	（抄）	5
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	（抄）	5
○国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	（抄）	6
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	（抄）	6
○独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）	（抄）	6
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	（抄）	6
○独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）	（抄）	7
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	（抄）	7
○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）	（抄）	7
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）	（抄）	8

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

（空気調和設備等）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）

※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則  
第一条第四号による改正後の条文

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）  
（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）  
（略）

○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）  
（略）

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十五（略）

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十七～三十六（略）

2（略）

○地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第四十七条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十一（略）

二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十三～三十二（略）

2 (略)

○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第四十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一、十九 (略)

二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十一、二十八 (略)

2 (略)

○日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）

（他の法令の準用）

第五十二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
建築分科会	一 (略) 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二 百一号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定により 審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 6 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)(抄)

(他の法令の準用)

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十四 (略)

二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二  
十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十六 三十三 (略)

2 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)(抄)

(他の法令の準用)

第二十七条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

(他の法令の準用)

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十三（略）

二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十五 三十四（略）

2（略）

○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）

(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 四十四（略）

四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

四十六 六十一（略）

2・3 (略)

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十四 (略)

二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十六・二十七 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）



(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 三十二 (略)

三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二

十条及び附則第三条第七項から第九項まで

三十四 四十三 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号) (抄)

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十五 (略)

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二

十条及び附則第三条第七項から第九項まで

二十七 三十五 (略)

2 (略)

○独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (抄)

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号) (抄)  
(略)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄)  
(略)

○国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号) (抄)

(参事官の職務)

第二百一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 八 (略)

九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。